

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会規則第11号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6号」の次に「。第12条第2項において「規則」という。」を加え、「第16条」を「第15条」に改める。

第3条中「警察本部長」を「奈良県公安委員会」に改める。

第4条第2項中「者は、」の次に「奈良県公安委員会又は」を加え、同条第3項中「者は」の次に「、奈良県公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き」を加え、同項ただし書きを削り、同項第3号を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第4項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 奈良県公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が、第2項に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、奈良県公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力又は送信を要しないこととすることができる。

第5条の見出し中「署名等」を「申請等に係る署名等」に改め、同条中「及び」を「又は」に改め、「送信する措置」の次に「その他申請等を行った者を確認するための措

置として奈良県公安委員会又は警察本部長が定める措置」を加え、同条ただし書を削る。

第6条第1号及び第2号中「奈良県公安委員会等」を「奈良県公安委員会又は警察本部長」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項又は第2項の規定による入力又は送信が困難である場合

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第7条中「警察本部長」を「奈良県公安委員会」に改める。

第8条第2項中「奈良県公安委員会等は」の次に「、奈良県公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き」を加える。

第9条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 奈良県公安委員会は、規則第11条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる奈良県公安委員会等に係る手続等を指定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第8条の次に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第9条 法第7条第1項ただし書又は条例第6条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の奈良県公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出
（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第10条 法第7条第4項又は条例第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として奈良県公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第11条 法第7条第5項又は条例第6条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると奈良県公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると奈良県公安委員会又は警察本部長が認める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。